

4 多様な社会参加の機会創出と 孤独・孤立の予防に取り組みます

孤独・孤立の未然防止につなげるため、就労を含む社会参加の機会を創出し、誰もが安心して社会参加できる選択肢を増やします。

5 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、 市民の権利を擁護します

高齢者、障害者等の権利を擁護するため、成年後見や虐待の未然防止に係る体制を整備するほか、権利擁護に向けた支援や周知・啓発活動を行います。

6 災害時の支援体制を構築し、 支えあいの地域づくりを進めます

社会的脆弱性を有する市民や世帯が災害時に困らないよう、事前防災に取り組み、地域による支援や支えあいが行われる環境を構築します。

共創のパートナーと共創の取組

市民

地域

市民活動団体

関係者

事業者

滞在者

他行政機関

その他

- 市民・地域・市民活動団体・社会福祉協議会等の関係者ととも、地域生活課題の解決に取り組みます。
- 市民活動団体・社会福祉協議会等の関係者ととも、孤独・孤立の未然防止につながるまちづくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員・地域包括支援センター・障害者支援事業所とともに、高齢者、障害者等の生活相談や地域での見守り体制を整えます。
- 保護司⁸とともに、犯罪を犯した人の再犯を防止するため、更生保護の活動を行います。
- 地域・市民活動団体・自立相談支援機関等の関係者ととも、生活困窮者等への支援や支えあいを行う地域づくりを進めます。
- 事業者とともに、障害者の雇用の場の確保を進め、障害者等が自分らしく活躍できる環境を整備します。

8.犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、「保護司法(昭和25年法律第204号)」に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員だが、給与は支給されない。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。